

検査技術マニュアル（案）

平成 1 5 年 4 月

検査技術マニュアル（案）目次

1. 総則	1
1) 工事検査の目的	2
2) 工事検査の位置付け	2
3) 検査技術基準	2
4) 工事成績評価	2
2. 工事検査の種類	3
3. 検査業務の全体フロー	4
4. 受験体制	5
5. 検査の役割と責任	
1) 検査の役割	6
2) 検査の責任	6
(参考) 監督の役割と責任	7
6. 検査職員の心得	8
7. 検査の実施方法	
1) 工事概要の把握	9
2) 工事実施状況の検査	9
3) 出来形検査	15
4) 品質検査	15
5) 出来ばえ検査	15
6) 破壊検査	16
8. 検査結果の処置	
1) 検査結果の通知	17
2) 検査結果の復命	17
3) 工事成績評価	17
4) 修補指示	17
5) 修補指示した場合の合格、不合格	18
9. 修補	
1) 修補の指示について	19
2) 文書による修補の手続き	22
3) 契約書第45条の運用	23
様式－1、2、3、4	24

1 . 総 則

この検査技術マニュアルは、検査の適正な実施を図るため、地方整備局土木工事検査技術基準（以下「検査技術基準」という）等に規定する検査方法の運用方針を定めている。また、検査技術の向上を目的として、検査の概要、留意事項等を取りまとめたものである。

検査の実施にあたっては、工事の種類、規模及び施工条件等に配慮し、検査技術基準、本マニュアル等をもとに十分な技術的検討を行い適切な検査を実施するものとする。

1) 工事検査の目的

工事検査には、「会計法」29条の11第2項に基づく会計法上の検査（給付の完了の確認）と、「地方建設局工事技術検査要領」に基づく工事の適正かつ能率的な施工の確保及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認）
- ② 検査時の指導を通じて、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。（技術検査）
- ③ 工事成績を評定することにより、請負業者の適正な選定及び指導育成に資する。（技術検査）

2) 工事検査の位置付け

土木工事の検査は、「会計法」第29条の11第2項に規定された工事の請負契約についての給付の完了の確認のための検査（給付の完了の確認）が、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（平成6年3月31日建設省厚第120号）（以下「事務処理要領」という）により定められている。

また、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的として行う技術的検査（技術検査）について、「地方建設局工事技術検査要領」（昭和63年5月31日建設省技調発第318号）（以下「技術検査要領」という）及び「中間技術検査実施細則」（平成7年3月28日建設省技調発第62号）により定められている。

3) 検査技術基準

「事務処理要領」第18条及び「技術検査要領」第4条1項における検査を行うにあたって必要な技術的基準については、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」（平成15年3月31日国官技第344号）（以下「検査技術基準」という）において定められている。

4) 工事成績評定

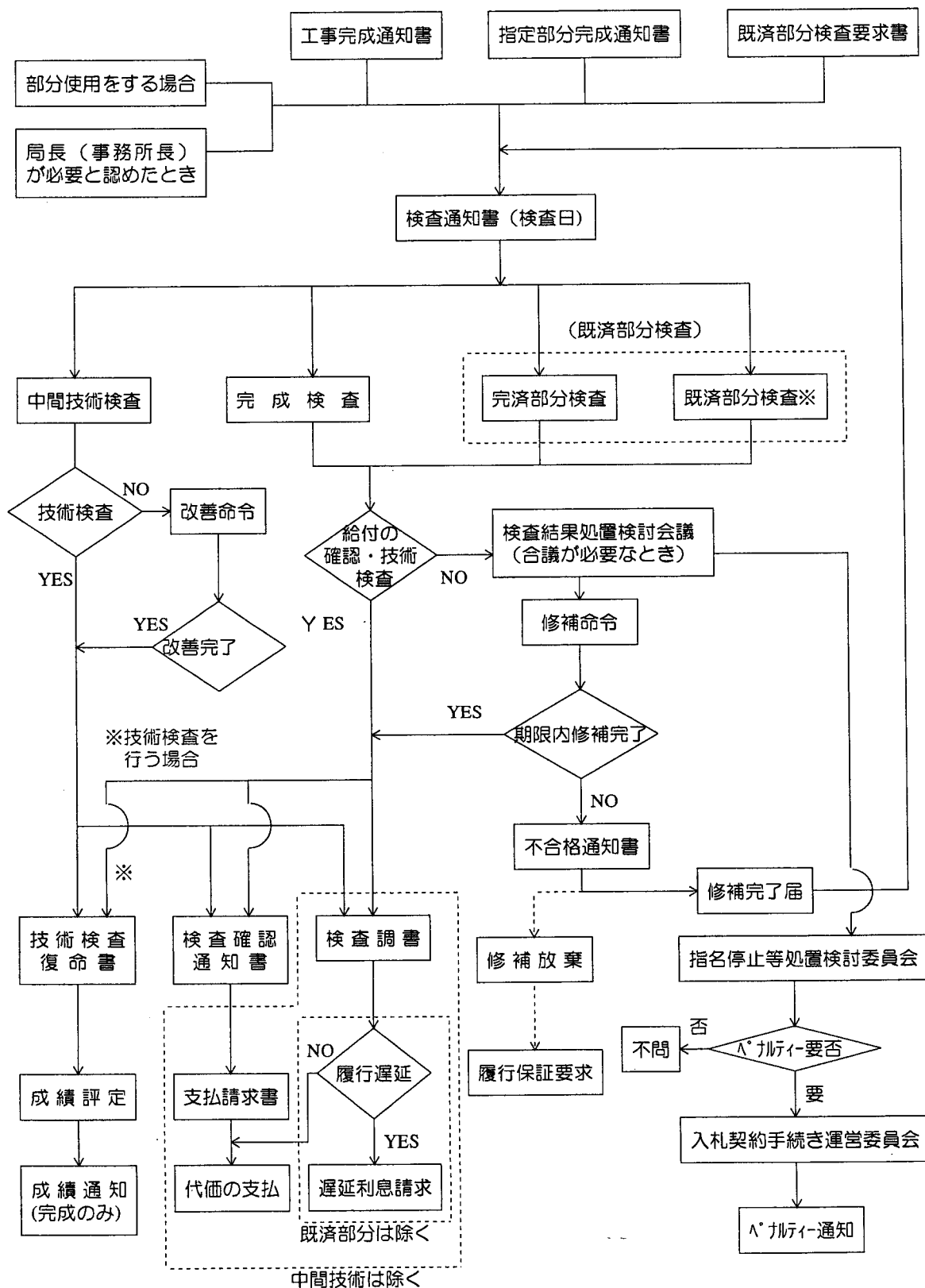
「技術検査要領」第6条の規定に基づき、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号）「地方整備局工事成績評定実施要領」（平成13年3月30日国官技第93号）が定められている。

2. 工事検査の種類

種 類		目 的	検査の位置付け		適 用
			給付の完了 の確認	技術検査	
完 成 検 査		工事の完成を確認するための検査	○	○	契約書第31条 技術検査要領 第2条第1項
既 済 部 分 検 査	既済部分 検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査	○	○※ (※中間技術検査と兼ねて行う場合)	契約書第37条 技術検査要領 第2条第1項
	完済部分 検査	設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という）がある場合において、当該部分を確認するための検査	○	○	契約書第38条 技術検査要領 第2条第1項
中間技術検査		工事の施工の途中において、次に定めるときに行う技術検査 ①部分使用をする場合 ②適正かつ円滑な工事施工に資するために、工事途中において局長（事務所長）が必要と認めたとき。		○	技術検査要領 第2条第2項

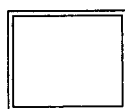
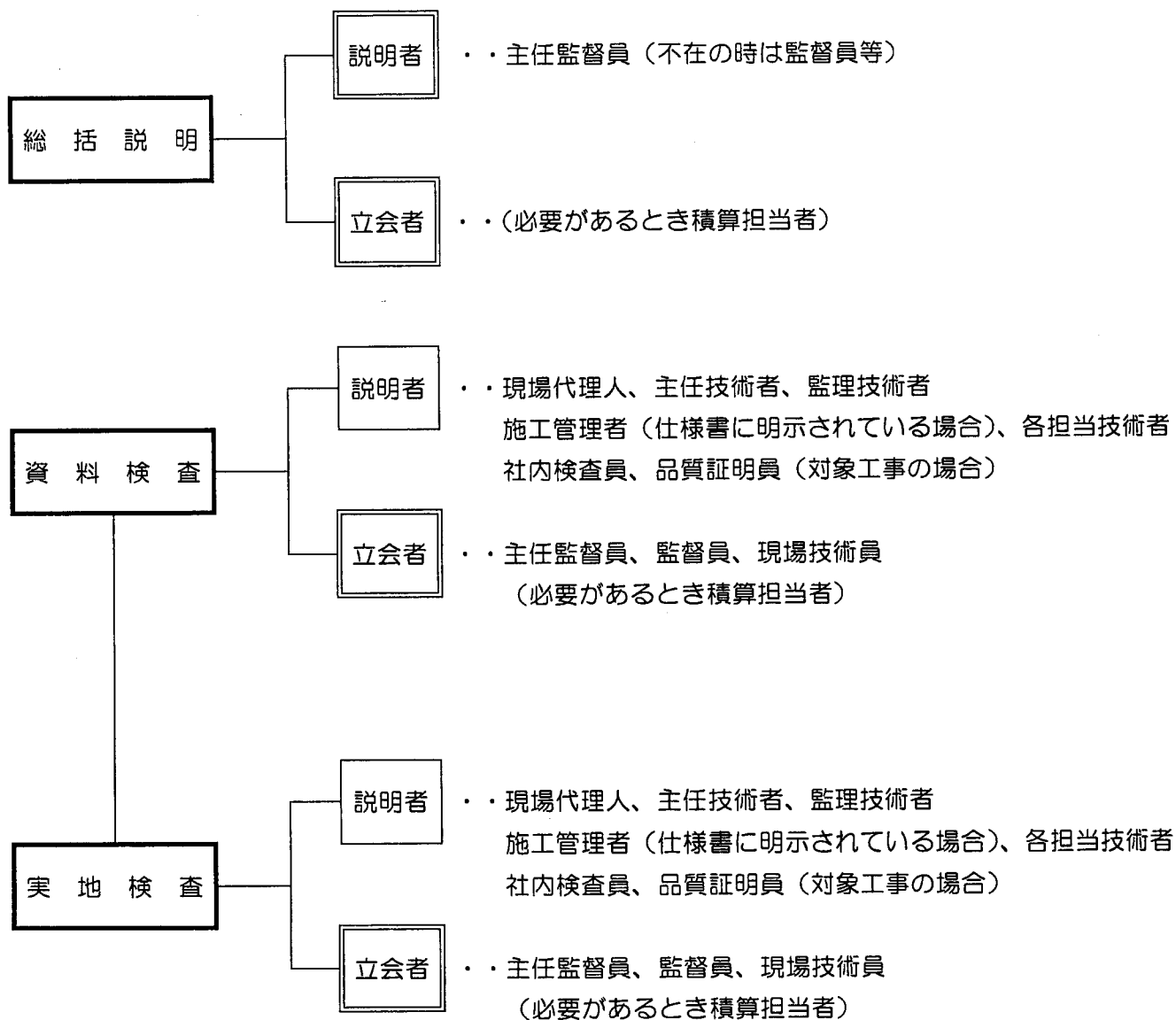
3. 検査業務の全体フロー

検査業務の全体的な構成及び業務の手順は下記を標準とする。



4. 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記を標準とする。



：発注者



：請負者

5. 検査の役割と責任

1) 検査の役割

- ①会計法に基づいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。

工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置付けられる。

工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが検査の重要な役割の一つである。

- ②公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また工事成績評定による請負者の適正な選定に資することも検査の重要な役割である。

- ③建設業法及び適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の趣旨に従い、適正な施工を評価し、建設業の健全な発達を促すことに資する。

2) 検査の責任

予算法「予算執行職員等の責任に関する法律」（H11.12.22 法律第 160 号）上の責任を負う。

- ・（定義）第2条「予算執行職員」とは

会計法第29条の1 第4項の規定の基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた職員。

- ・（予算執行職員の義務及び責任）第3条

1. それぞれの職分に応じ、支出等の行為の実施義務。
2. 故意又は重大な過失に因り、前記行為で国に損害を与えたときの弁償の責任。
3. 二人以上の予算執行職員により生じた損害は、それぞれの職分に応じた弁償の責任。

- ・「故意又は重大な過失」に関して

検査の技術的基準として「地方建設局土木工事検査基準（案）」が定められており、検査はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

（参考）監督の役割と責任

1) 監督の役割

- ① 会計法には工事契約の適正な履行を確保するため必要な監督の実施が定められている。契約図書には発注者の代行者としての監督職員の執るべき措置が明らかにされているが、この内容は多岐にわたっている。請負者が所定の工期内に契約に適合した工事目的物を完成させるためには、監督による契約の適正な履行の確保と円滑な施工の確保が図られることが必要であり、これが監督の重要な役割である。

会計法では検査と監督は明確に区分されており、監督には給付の完了の確認は任されていない。

施工途中において監督職員が行うこととされている段階検査や指定材料の確認等は、土木工事の性質上、工事完成後に施工の適否を判断することが困難であり、また仮に不適当であることを発見することが出来ても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることを考慮した、検査の補完としての役割を果たす確認行為である。

- ② 土木工事の特性から工事目的物が完成するまでのプロセスは重要であり、工事成績評価において請負者が履行したプロセスについて、適切に反映させる必要がある。監督は契約から検査に至るまでのプロセス全てにかかわっている。従って、工事成績評価の相当部分を分担し、請負者の適正な選定に資する重要な役割をもっている。

2) 監督の責任

- ・ 予責法「予算執行職員等の責任に関する法律」（H11.12.22 法律第 160 号）上の責任を負う。
- ・ 「故意又は重大な過失」に関して

監督の技術的基準として「土木工事監督技術基準（案）」が示されており、監督はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

6. 検査職員の心得

検査職員は、工事の目的物を最終的に受け取るか否かの判断をしなければならないため、厳正かつ客観性を重んじる態度で検査に望む必要がある。

また、請負業者とは契約上対等の立場であることから、検査の実施にあたっての請負者との対応には節度ある態度で臨み、厳正・公正を旨とし、高圧的・威圧的な態度に陥らないようにしなければならない。

1. 実地及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う。
2. 客観的かつ公正な態度と判断で行う。
3. 請負者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う。
4. 請負者とは対等であるとの認識を持って接する。
5. 工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する。
6. 質問、指摘、指示等は明確に行う。
7. 検査職員としての誇りと信念を持って行う。

以上の心得を念頭において的確な検査を実施し、検査終了時には請負者に対しての合否の判定、検査結果についての講評を明確に行う。

7. 検査の実施方法

本章は、検査の一般的な手順及び検査方法を示すが、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査職員が適宜判断し検査を実施すること。

1. 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

1) 監督職員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要

- ・請負契約関係書類
- ・工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
- ・完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）
- ・イメージアップ、パイロット事業等に対する取り組み
- ・施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況

2) 請負者から説明を受ける工事概要

- ・受検体制
- ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
- ・施工上の創意工夫並びに結果
- ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・その他意見要望等

2. 工事実施状況の検査

検査技術基準第3条及び請負工事成績評定要領に基づき実施するものとする。

1) 契約履行状況の検査

適正な施工体制が確保されているか、契約書、共通仕様書（総則）に記載されている事項が適切に処理されているか、「施工プロセスのチェックリスト（案）」により確認する。

検査留意事項は、表7-2-1、表7-2-2に示す。

2) 施工計画書記載事項の検査

施工計画書が適正に記述されているか「施工プロセスのチェックリスト（案）」及び施工計画書により確認する。

検査留意事項は、表7-2-3に示す。

3) 工事実施状況の検査

工事の施工において施工計画書に記載されている事項が適正に処理されているか、工程管理、安全管理等が適正に実施されているか「施工プロセスのチェックリスト（案）」及び検査資料により確認する。

検査留意事項は、表7-2-4に示す。

表7-2-1 適正な施工体制の確保

種別・検査事項		検査留意事項	検査方法・書類
配置技術者	現場代理人	・現場に常駐している。 ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。	施工プロセスチェックリスト
	監理技術者 (主任技術者)	・資格者証の確認。 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、管理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 ・現場に常駐していた。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。	資格者証 施工プロセスチェックリスト
	専門技術者	・専任の技術者を配置している。	施工プロセスチェックリスト
	作業主任者	・選任し、配置している。	
施工体制台帳等	施工体制台帳	・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。	施工プロセスチェックリスト
	施工体系図	・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。	施工プロセスチェックリスト
	建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。	施工プロセスチェックリスト
	下請契約	・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。	施工プロセスチェックリスト

表7-2-2 契約書等の履行状況

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
共通仕様書 (総則)	1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工プロセスチェックリスト
	1-1-4	請負代金内訳書の提出	・監督職員への提出（契約締結後 14 日以内）	
	1-1-5	工程表の提出	//	
	1-1-6	施工計画書	・提出時期（開始後 30 日以内） ・施工計画書記載事項	
	1-1-7	工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額 500 万円以上の工事を対象に受注時契約後（土曜日、日曜日、祝日等を除き）、変更後（土曜日、日曜日、祝日等を除き）、完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に提出（ただし工事請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事は、受注・訂正時のみ）	
	1-1-10	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-11	工事の着手	・工事の開始日後 30 日以内着手	施工プロセスチェックリスト
	1-1-13	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督職員への提出（下請契約の請負代金額の総額が 3000 万円以上）	施工プロセスチェックリスト
	1-1-16	工事の一時中止	・一時中止理由、書面通知	
	1-1-17	設計図書の変更	・変更設計図、変更数量の監督職員への提出	
	1-1-18	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の請負者への通知 ・工期変更協議書の監督職員への提出	
	1-1-19	支給材料及び貸与品	・支給材料及び貸与品要求書の監督職員への提出（使用予定日の 14 日前） ・支給品精算書の監督職員への提出	施工プロセスチェックリスト
	1-1-20	工事現場発生物	・現場発生物の監督職員への引渡	現場発生物調書
	1-1-21	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合の監督職員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの監督職員への提出 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督職員への提出	施工プロセスチェックリスト

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
	1-1-22	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	・立会願の監督職員への提出 ・設計図書及び監督職員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施	施工プロセスチェックリスト
	1-1-23	出来形数量の算出及び完成図	・出来形数量の算出及び完成図の監督職員への提出	完成図
	1-1-24	品質証明	・品質証明員の資格 ・品質証明書の提出	施工プロセスチェックリスト
	1-1-25	工事完成検査	・工事完成通知書の監督職員への提出	工事完成通知書
	1-1-26	既済部分検査等	・工事出来高報告書及び工事出来形内訳書の監督職員への提出	工事出来高報告書 工事出来形内訳書
	1-1-29	施工管理	・建設材料の品質記録の監督職員への提出	品質記録図、生コンクリート品質記録表、コンクリート二次製品品質記録表
	1-1-30	履行報告	・工事履行報告書の監督職員への提出	工事履行報告書
	1-1-33	爆発及び火災の防止	・火薬類の使用に先立ち監督職員への使用計画書の提出	使用計画書
	1-1-35	事故報告書	・監督職員への通報及び事故報告書の提出	工事事務報告書
	1-1-41	官公庁への手続等	・官公庁への届け出にあたっての監督職員への事前報告 ・地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告	施工プロセスチェックリスト
	1-1-42	施工時期及び施工時間の変更	・官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、休日、夜間作業届の監督職員への提出	施工プロセスチェックリスト 休日、夜間作業届
	1-1-47	保険の付保及び事故の補償	・建設業退職金共済制度等への加入義務（契約締結後１ヶ月以内）	施工プロセスチェックリスト

表 7-2-3 施工計画書記載事項

記載事項	検 査 留 意 事 項	備 考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 安全管理	・ 安全訓練実施計画は適切か	
5. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法（仮設備計画を含む）	・ 特記仕様書に指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 緊急時の体制及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
10. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
11. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
12. 現場作業環境の整備	・ 現場作業事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
13. 再生資源の利用の促進	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
14. その他	必要に応じて	

表7-2-4 工事実施状況

検査項目	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力	実施工程表
2. 安全管理	・安全協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・2次製品のカタログ、パンフレットの添付	関係資料
4. 施工状況	・施工計画書とおりの施工方法	写真
5. 施工管理	・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	・緊急時の対応努力	写真、関係資料
7. 環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	・現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加	
9. 書類管理	・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録	

3. 出来形検査

検査技術基準第4条及び請負工事成績評定要領に基づき実施するものとする。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査職員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおり。

1. 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。

なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。

2. 検査技術基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検測箇所を選定する。

検査技術基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね共通仕様書施工管理基準頻度の20%程度実施するものとする。

3. 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。

なお、検査時に不可視となる部分については監督職員の段階確認資料及び請負者の測定結果資料に基づき検査を実施する。

4. 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。

なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

4. 品質検査

検査技術基準第5条及び請負工事成績評定要領に基づき実施するものとする。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおり。

1. 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
2. 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
3. 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
4. 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。

なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

5. 出来ばえ検査

検査技術基準第6条及び請負工事成績評定要領に基づき実施するものとする。

6. 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において) 甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

・最小限度の破壊検査とは

①出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

②品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

8. 検査結果の処置

1) 検査結果の通知

検査実施の結果、検査の対象出来形部分の完成を確認した場合は、請負者に対して「検査確認通知書」により通知する。

2) 検査結果の復命

完成検査、既済部分検査で給付の完了を確認した場合は「検査調書」及び「技術検査復命書」により、また、中間技術検査で対象部分の完成を確認した場合は「技術検査復命書」により、局長または事務所に復命する。

3) 工事成績評定

検査結果について、「請負工事成績評定要領」及び「地方整備局工事成績評定実施要領」に基づき工事成績評定を行う。

なお、技術検査の回数が毎月1回等多くなる場合には、工事成績評定を適宜省略し複数回分をまとめて行うことができる。

4) 修補指示

検査実施の結果、検査職員が修補の必要があると認めた場合は、「9-1) 修補の指示について」に基づき、請負者に対して修補指示を行う。

なお、修補の規模、期間を考慮し、合議の判断が必要と考えられる場合は、検査結果処置検討会議をただちに開催し、技術的検討、可否の判断及びペナルティーの検討を行い、その結果により指示を行うことができる。

また、工事の修補内容のかしの重大性を考慮し、指名停止等の措置要領にもとづき、指名停止等措置検討委員会に諮り、適正な処置を行う。

検査職員が文書による修補の指示を行った場合は、「9-2) 文書による修補の手続き」による。

検査結果処置検討会議

検査結果処置検討会議の構成メンバー

(本官工事)

議長：技術調整管理官

(地方事業評価管理官)

副議長：工事監視官

(工事評価管理官)

工事検査官

技術管理課長

発注担当課長

(分任官工事)

議長：事務所長

副議長：(技) 副所長

(工事施工管理官)

(事業対策官)

各技術系課長

建設専門官

発注担当課長

5) 修補指示した場合の合格、不合格

請負者が期限までに修補を完了し、監督職員が修補箇所を確認後、検査職員に報告する。検査職員が修補の完了を確認した場合は合格である。

期限までに修補を完了できなければ不合格であり「工事不合格通知書」を請負者に通知する。また、完成が認められるまでの超過期間について契約書第45条により損害金の支払いを請求することになる。

遅延利息の徴収期間については、「9-3) 契約書第45条の運用」による。

9. 修補

1) 修補の指示について

(1) 指示の必要性

検査時には、検査の結果として、合格、不合格の判断をすることになる。しかし、検査時不合格であっても、その後修補（補強等も含む）等を実施すれば合格（給付の完了が確認できる）と判断できるケースが多々生じるものと思われる。このような場合、修補の要否、期間等の指示が必要となる。

また、一方では技術検査においては、技術水準の向上を目的としており、少しの手入れで工事目的物全体のグレードが上がる場合も多々考えられる。このような場合には指示により手入れを行わせるものとする。

(2) 指示の種類と手続

指示の種類は、文書による指示と口頭による指示とする。

○文書による指示

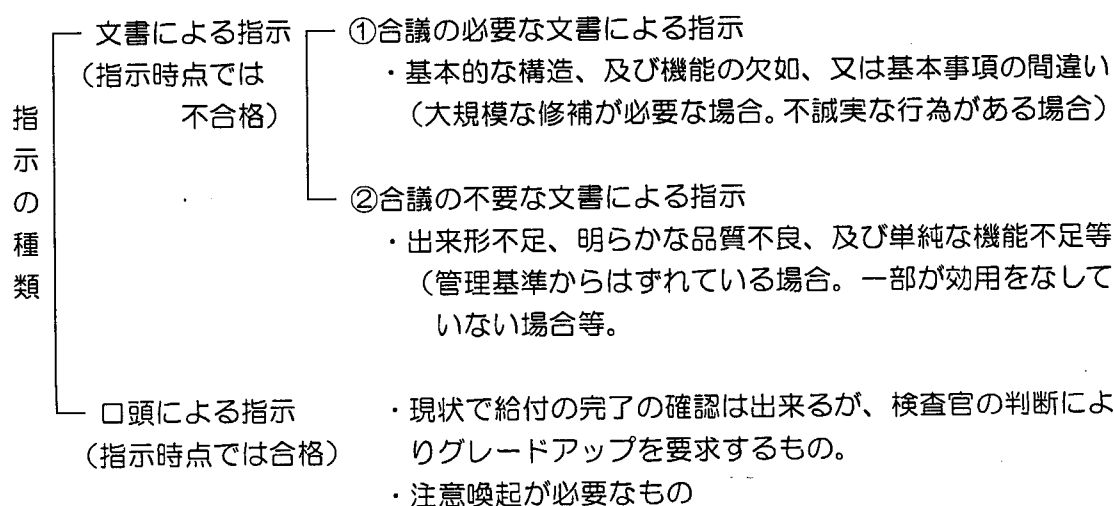
給付の完了の確認を可能とするために必要な指示（手続き）は、文書による指示とする。（共通仕様書の規定に基づく修補指示である。）

必要な修補内容により「検査結果処置検討会議」における合議の必要なものと不要なものに分かれる。

○口頭による指示（注意も含む）

検査時に給付の完了の確認は可能であるが、少しの手入れで工事目的物がグレードアップできるような場合（検査官の判断）は、口頭による指示とする。

（共通仕様書の規定に基づく修補指示に該当しない。）



（３）修補指示の期限について

完成検査、完済部分検査時の修補指示の期限については、契約書第４５条の運用のＡ期間となる。この期間内に給付の完了の確認が認められない場合は不合格となり、遅延利息の徴収の対象となる。

完成検査、完済部分検査、年度末の既済部分検査で修補の確認が年度を越える場合は繰越手続きが必要となるので注意すること。

（４）工事完成後の修補指示について

契約書第４４条第２項に規定する工事完成後のかしの修補の請求を行う場合の検査手続きは、期限内に修補が完了しなかった場合の検査業務のフローを準用する。

※合議の必要な修補の具体例

○大々的な修補が必要な場合。不誠実行為の有る場合。

例・橋脚の位置を間違い上部工に影響する。(位置、高さ)

- ・基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
- ・P C桁に構造的な傷があり検討を要する。
- ・鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設後に逆キャンバーになる恐れがある。
- ・重要構造物に構造的なクラックが発生している。
- ・舗装の厚さが大半不足している。
- ・その他、構造的な欠陥が有る場合。粗漏工事の場合。

※合議が不要な修補の具体例

○管理基準からはずれているような場合。一部が効用をなしていない場合等

例・吹きつけ厚さが部分的に足らないので、増し吹きが必要。

- ・ガードレールの設置高さが基準と合わない。
- ・擁壁に大きく豆板（空洞化）が出来ている（表面のアレ程度ではない）
- ・一部埋戻しの転圧不足。
- ・排水構造物の設置高さの不良。
- ・収縮クラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）
- ・クラックの調査指示（クラックが発生し、検査時点でクラック調査が行われていないもの及び調査内容が不十分なもの）
- ・その他これらに類するもの。

※口頭による指示の具体例

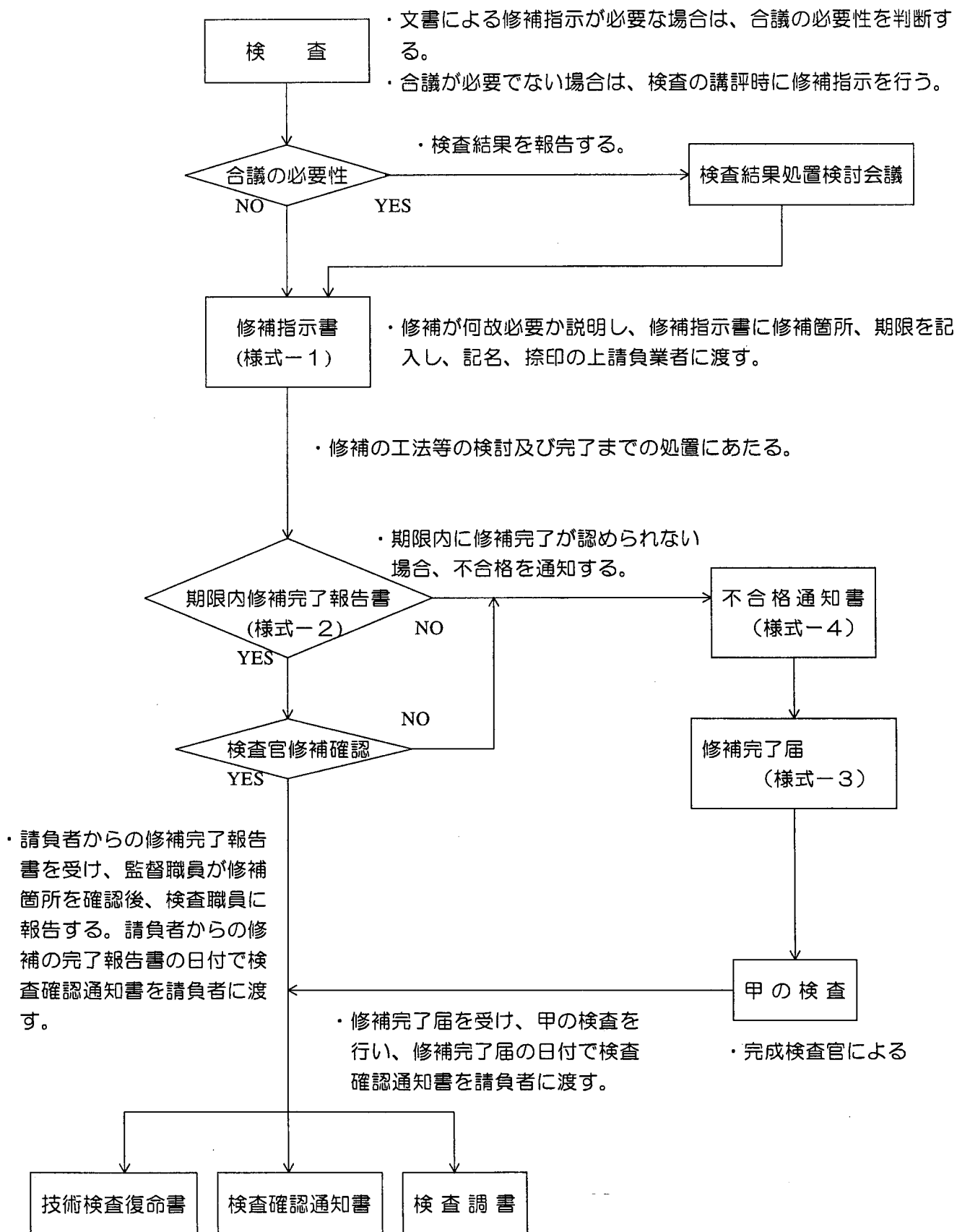
○現状のままで給付の完了の確認は可能であるが、検査官の指示によりグレードアップを要求するもの。

○注意喚起の必要なもの

例・ヘアークラックの補修（検査時点でクラック調査が完了しているもの）

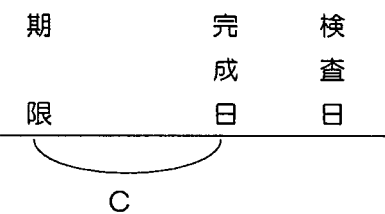
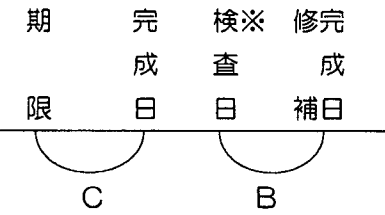
- ・植生の発芽確認の指示（検査時点で判断が難しいもの）
- ・部分的な水アバタの補修。
- ・すり付け部の化粧直し。
- ・木コンの数個の埋め忘れ。
- ・小規模な破損（傷）の補修。
- ・水抜き孔、橋梁伸縮ジョイント等の目づまり。
- ・目地材、水抜きパイプ等の切りそろえ。
- ・後片づけ、清掃の不足。
- ・その他これに類するもの

2) 文書による修補の手続き



3) 契約書第45条の運用

契約書第45条の履行遅滞の場合における損害金の支払請求に係る遅延日数の考え方は次表の通りとする。

ケース	工 期 内			工 期 外			考 え 方
	完 成	検 査	修 補	完 成	検 査	修 補	
a b c	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	 	 ○ 	 	} 合格
d	○	○				○	
e	○				○	○	
f				○	○		不合格、遅延利息を徴収する。  C=対象期間
g				○	○	○	
							 C+B=対象期間

注) 検査命令書は完成届を受理した時点で発行すべきであるが便宜上工事検査計画表によりあらかじめ検査日を決定するので検査職員は事前に当該事務所へ完成か否かを確認の上検査に行くものとする。(※注) 検査日と修補指示日異なる場合は修補指示日とする。)

修 補 指 示 書	
工事名	
修補の箇所	
修補の期限	平成 年 月 日

平成 年 月 日

検査職員 氏 名 印

様式－2

平成 年 月 日	
検査職員 氏 名 殿	
現場代理人 氏 名 印	
平成 年 月 日の（ ）検査において、修補指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。	
修補完了報告書	
工事名	
検査官の修補指示箇所及び修補内容	

様式 - 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

請負者 住 所

氏 名 印

修補完了届

平成 年 月 日の（ ）検査において、指示されました、
修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けします。

記

工 事 名				
契 約 額				
工 事 箇 所				
契 約	年	月	日	
期 限	年	月	日	
完 了	年	月	日	
修補、改造箇所				

・（ ）は検査の種類を記入

様式 - 4

平成 年 月 日

請負者

住 所

氏 名

殿

契約担当官等名

官 職 ・ 氏 名 印

修補不合格通知書

工 事 名 :

上記工事は、平成 年 月 日の完成検査において指摘のあった修補部分について確認した結果、期限内に修補完了が認められないことから、修補不合格として通知します。

記

理 由